

(受注者の皆様へ)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の対応等について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、県土木部では、下記のとおり対応することとしたのでお知らせします。

記

1 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務において以下のとおり、受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

- ① 発注した工事の現場等において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長について、受注者から申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。

なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、本通知から令和2年3月15日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

- ① 発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)②に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定すること。
- ② 速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう、周知徹底すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる事業がある場合においては、発注者において、的確に工事の一時中止を指示すること。

2 学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いについて

全国全ての小学校，中学校，高等学校，特別支援学児のため，令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け，監理技術者等の配置について支障がある場合は，監理技術者等の交代を含め適切に対応する。